

## 休日急患診療所整備事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市における救急医療体制整備の一環として、公益社団法人川崎市医師会（以下「川崎市医師会」という。）が休日急患診療所の建設及び設備整備に要する費用に対し予算の範囲内において補助金を交付することについて定めるものであり、もって休日及び夜間等における初期救急医療体制の確保を図ることを目的とする。

### (補助対象施設)

第2条 この要綱において補助対象とする施設は、休日急患診療所及びこれに付随する施設とする。

### (補助の対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、別表のとおりとする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助の対象となる経費について、別表で定める費目ごとに算出した補助基準額の合計額とし、予算の範囲を超えない額とする。

### (交付の申請)

第5条 川崎市医師会は、補助金の交付を受けようとするときは、休日急患診療所整備事業補助金交付申請書（第1号様式）により川崎市長（以下「市長」という。）に申請しなければならない。

2 川崎市医師会は、補助金の交付決定を受けた後に、既に決定を受けている申請内容を変更する必要があるときは、休日急患診療所整備事業補助金変更交付申請書（第1-2号様式）を市長に提出しなければならない。

### (交付の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、速やかに補助金の交付の可否及び交付額（以下「交付決定額」という。）を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付及び交付決定額を決定したときは、休日急患診療所整備事業補助金（変更）交付決定通知書（第2号様式）により、川崎市医師会に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の不交付を決定したときは、休日急患診療所整備事業補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、川崎市医師会に通知するものとする。

### (交付の方法)

第7条 市長は、前条第2項による交付決定の通知の後に、補助金を交付するものとする。

### (優先発注)

第8条 川崎市医師会は、第6条第1項に規定する交付決定額が1,000,000円を超え、かつ補助事業等に係る工事の発注、物品及び役務の調達等を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）により入札を行い、又は2者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約

の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

(1) 1件の金額が1,000,000円を超えるとき。

(2) その他市長が必要と認めるとき。

2 川崎市医師会は、前項の規定により市内中小企業者から見積書を徴収する場合は、市内中小企業者であることの誓約書を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は当該補助事業者に対して直近の4月1日以降に記載内容に変更がない誓約書を提出した者を除く。

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業の適正な運用を期するため、必要に応じて川崎市医師会から補助事業の状況の報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第10条 川崎市医師会は、休日急患診療所整備事業補助金実績報告書(第4号様式)を補助事業が完了した日から起算して30日以内に市長へ提出しなければならない。

2 補助対象経費のうち、1件あたりの金額が1,000,000円を超える工事、物品調達及び委託に係る契約がある場合は、必要事項を記載した発注実績報告書を併せて提出するものとする。また、第8条の規定により市内中小企業者による入札、又は2者以上の市内中小企業者から見積書を徴収した場合は、結果の分かる書類の写しを添付するものとする。

3 前項の規定による発注実績報告書を提出する場合で、第8条ただし書の規定により、市内中小企業者による入札又は2者以上の市内中小企業者から見積を徴収し難い事由がある場合には、入札(見積り)が行えないことに係る理由書を併せて提出するものとする。

(額の確定)

第11条 市長は、前条の規定による報告書を受領した場合は、当該報告書の内容を審査し、報告にかかる補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該報告書に基づき第4条に規定する算出方法により算出した額と第6条第1項に規定する交付決定額とを比較して、いずれか低い額をもって、交付すべき補助金の額(以下「確定額」という。)を決定する。

2 市長は、前項の規定により確定額を決定したときは、休日急患診療所整備事業補助金交付確定通知書(第5号様式)により川崎市医師会に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第12条 市長は、川崎市医師会が補助金交付の決定内容若しくはこれに付した条件に違反したとき、又は他の目的に使用したとき、又は第8条若しくは第10条の規定に違反したときは、当該補助金交付の決定の全部又は一部を取消することができる。

(返還)

第13条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合、すでに補助金が交付されているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第14条 川崎市医師会は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年

間保管しておかなければならない。

(財産の処分制限)

第15条 川崎市医師会は、補助事業により取得した財産を市長の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付し、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該設備の耐用年数を勘案して市長が適当と認める期間を経過した場合は、この限りではない。

(善管注意)

第16条 川崎市医師会は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

費目	補助基準額					
建設工事費	<p>予算単価382千円に第2条に定める補助対象施設の面積(平米)を乗じて得た額(実支出額がこれに満たない場合には実支出額)。但し、市長が特に必要と認めた場合は、この額に、市長が必要と認めた額を加算することができる。</p>					
初期設備整備費	<p>中原休日急患診療所の診療環境の改善及び小児初期救急医療体制の充実を図ることを目的に、移転後の中原休日急患診療所の医療機器等初期設備整備に要する額</p>					
災害時設備整備費	<p>災害時における救急医療体制の安定的確保の観点から、中等症・重症救急患者を治療する二次救急医療機関等の負担を軽減するため、災害時においても本診療所が初期救急医療施設として軽症救急患者の診療を行うために必要な次に定める設備整備に要する額</p> <table border="1" data-bbox="564 936 984 1189"> <tr> <td data-bbox="564 936 984 992">災害時優先携帯電話</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 992 984 1039">簡易浄水器</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1039 984 1088">簡易発電機</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1088 984 1137">E M I S 対応端末</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1137 984 1189">上記機器の動作に必要な設備</td> </tr> </table>	災害時優先携帯電話	簡易浄水器	簡易発電機	E M I S 対応端末	上記機器の動作に必要な設備
災害時優先携帯電話						
簡易浄水器						
簡易発電機						
E M I S 対応端末						
上記機器の動作に必要な設備						

第 1 号様式

休日急患診療所整備事業補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

休日急患診療所整備事業補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定に基づき、  
次のとおり補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書
- 3 事業計画書
- 4 収入支出予算書
- 5 見積書の写し
- 6 その他参考となる資料

第 1 - 2 号様式

休日急患診療所整備事業補助金変更交付申請書

年 月 日

(あて先) 川崎市長

所在地

法人名

代表者氏名

休日急患診療所整備事業補助金交付要綱第 5 条第 2 項の規定に基づき、  
次のとおり関係書類を添えて申請します。

- 1 変更後交付申請額 金 円
- 2 申請額算出内訳書
- 3 事業計画書
- 4 収入支出予算書
- 5 見積書の写し
- 6 その他参考となる資料

第 2 号様式

休日急患診療所整備事業補助金（変更）交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
所在地  
法人名  
代表者氏名 様

年 月 日付け第 号で（変更）申請のあった休日急患診療所整備事業補助金については、休日急患診療所整備事業補助金交付要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり交付決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

1 補助金額 金 円

2 補助条件

第 3 号様式

休日急患診療所整備事業補助金不交付決定通知書

川崎市指令 第 号  
所在地  
法人名  
代表者氏名 様

年 月 日付け第 号で（変更）申請のあった休日急患診療所整備事業補助金については、休日急患診療所整備事業補助金交付要綱第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の理由により補助金を交付しないことを決定したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印

理由



第 4 号様式

休日急患診療所整備事業補助金実績報告書

(あて先) 川崎市長

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

年 月 日付け川崎市指令 第 号で補助金の交付決定を受けた休日急患診療所整備事業について、休日急患診療所整備事業補助金交付要綱第 10 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

- 1 実績額内訳書
- 2 事業実績書
- 3 収入支出決算書
- 4 その他参考となる資料

第 5 号様式

休日急患診療所整備事業補助金交付確定通知書

文 書 番 号

所 在 地

法 人 名

代表者氏名

様

年 月 日付け 第 号で報告のあった休日急患診療所整備事業補助金については、休日急患診療所整備事業補助金交付要綱第 1 1 条第 2 項の規定に基づき、交付すべき補助金の額を 円と確定したので通知します。

年 月 日

川崎市長 印